

令和4年度 第3回  
豊田市国民健康保険運営協議会 次第

令和4年12月15日（木）午後2時から

豊田市役所 南52会議室

1 会長あいさつ

2 議事

【協議事項】

令和5年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

3 その他

※答申予定

日時：令和4年12月28日（水）午後2時から

場所：南庁舎5階 市長室

出席：幸村会長

# 【協議事項】 令和5年度豊田市国民健康保険税率等の答申案について

## 1 審議経過

### (1) 令和5年度県納付金の仮算定結果と不足額

豊田市納付金 <b>108.7 億円</b>	-	納付金の財源となる収入 <b>95.7 億円</b>	=	不足額 <b>13.0 億円</b>
---------------------------	---	-------------------------------	---	-----------------------

【参考】一人当たり県納付金の推移 ※令和5年度は仮算定。( )内は対前年度比伸び率。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
137,496 円 (103.8%)	140,123 円 (101.9%)	141,264 円 (100.8%)	149,759 円 (106.0%)	161,221 円 (107.7%)

### (2) 主な意見

- ・ 県納付金仮算定結果から、安定的な財政運営に必要な引上げはやむを得ないが引上げが続いており、どこまで引き上げられるか不安である。
- ・ 税率引上げだけでなく、滞納削減や医療費の適正化及び軽減による経営努力を求めるとともに、本市在住であるメリットを実感できるよう工夫を求める。  
(参考：税収納率が0.5%向上すると一人当たり100円の抑制効果)
- ・ 中長期の見通しの中間地点となる令和5年度には、令和6年度から令和9年度の市独自の激変緩和措置の期間等が妥当であるかの検討が必要である。

### (3) 令和5年度豊田市国民健康保険税率(案)

一人当たり年額平均約 3,700 円 (3.7%) の引上げ (令和4年度と同規模)

#### 【背景】

愛知県国民健康保険事業費納付金(県納付金)の負担増加への対応

- ・ 令和4年度の県全体の保険給付費が増加
- ・ 県納付金の減額に使われてきた県決算剰余金の皆減 など

#### 【考え方】

#### ① 基金等を活用して市独自の激変緩和措置を継続し、単年度の引上げ幅を抑制

- ・ 県内統一の保険税水準を見据えて、5年間程度をかけて段階的に引き上げる。  
(単年度で引き上げる場合、一人当たり年額平均約 18,900 円 (18.5%) の引上げ)

#### ② 本来目指すべき標準保険料率との乖離が大きい後期高齢者支援金分の所得割及び均等割、介護納付金分の所得割を改定し、医療分(基礎課税分)は据え置き

※(補足) 社会経済情勢等の影響による被保険者の負担感への対応

- ・ 令和4年中の収入減少は令和5年度保険税の所得割額に反映
- ・ 税減免、納税猶予、低所得者軽減制度を適用

### (4) 不足額(13.0億円)に対する財源確保の見込み

税率改定により保険税で賄う	基金取崩など保険税以外で賄う
後期高齢者支援金分を改定 所得割 1.80% → 1.90% (+0.10%) 均等割 6,800 円 → 9,000 円 (+2,200 円) 介護納付金分を改定 所得割 1.55% → 1.84% (+0.29%) <b>⇒2.6 億円を確保</b>	基金取崩など保険税以外で賄う 基金取崩(R4.11 現在 残高 0.2 億円)と一般会計繰入 <b>⇒10.4 億円が必要</b> ※現在の基金残高で不足する分は一般会計の財政状況等を踏まえつつ、一般会計から基金積立(3月補正)での対応を想定。

## 2 検討に用いた各種税率及び税額シミュレーション

### (1) 現行・改定案・標準保険料率の比較

保険税率	現行（令和4年度）の保険税率				【改定案】不足額 13.0 億円の 1/5 を税で賄う				市町村標準保険料率 （令和5年度・仮算定時）			
		応能	応益			応能	応益			応能	応益	
		所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割		所得割	均等割	平等割
※本来目指すべき標準保険料率との乖離が大きい後期高齢者支援金分の所得割及び均等割、介護納付金分（40～64歳のみ課税）の所得割で調整する場合の試算。 ※保険税率を引き上げる場合は、県が提示する応能・応益割合に近づけることを基本とする。	医療分	5.85%	26,100 円	22,000 円	医療分	5.85%	26,100 円	22,000 円	医療分	6.74% (+0.89%)	29,182 円 (+3,082 円)	18,876 円 (△3,124 円)
	後期分	1.80%	6,800 円	6,500 円	後期分	<b>1.90%</b> (+0.10%)	<b>9,000 円</b> (+2,200 円)	6,500 円	後期分	2.86% (+1.06%)	12,032 円 (+5,232 円)	7,782 円 (+1,282 円)
	介護分	1.55%	9,400 円	5,800 円	介護分	<b>1.84%</b> (+0.29%)	9,400 円	5,800 円	介護分	2.49% (+0.94%)	12,930 円 (+3,530 円)	6,394 円 (+594 円)
	合計	9.20%	42,300 円	34,300 円	合計	<b>9.59%</b> (+0.39%)	<b>44,500 円</b> (+2,200 円)	34,300 円	合計	12.09% (+2.89%)	54,144 円 (+11,844 円)	33,052 円 (△1,248 円)

### (2) モデル世帯における一年間の税額シミュレーション

	現行（令和4年度）の保険税率	改定案	現行との差	標準保険料率	現行との差
<b>モデル世帯①</b> ・43才単身世帯 ・世帯主の給与収入が55万円以下 （給与所得0円）	22,800 円	<b>23,500 円</b> 低所得者軽減：7割	<b>(+700 円)</b>	26,000 円 低所得者軽減：7割	<b>(+3,200 円)</b>
<b>モデル世帯②</b> ・67才夫婦の2人世帯 ・世帯主の年金収入が250万円 （年金所得140万円）	149,600 円	<b>154,100 円</b> 低所得者軽減：2割	<b>(+4,500 円)</b>	180,300 円 低所得者軽減：2割	<b>(+30,700 円)</b>
<b>モデル世帯③</b> ・40代夫婦と小学生2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が228万円 （給与所得152万円）	192,400 円	<b>201,100 円</b> 低所得者軽減：5割	<b>(+8,700 円)</b>	243,500 円 低所得者軽減：5割	<b>(+51,100 円)</b>
<b>モデル世帯④</b> ・40代夫婦と小学生2人の4人世帯 ・世帯主の給与収入が567.5万円 （給与所得410万円）	522,100 円	<b>545,300 円</b> 低所得者軽減：なし	<b>(+23,200 円)</b>	667,300 円 低所得者軽減：なし	<b>(+145,200 円)</b>

※1 市町村標準保険料率：各市町村の収納率の違いなどを加味した保険料（税）率。

※2 子どもが未就学児の場合は、未就学児に係る均等割が5割軽減されるため、上の表の金額より低くなる。

# 答 申 書

(案)

令和 4 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

## 第 1 審議経過

当協議会は、令和 4 年 8 月 4 日に貴職から「令和 5 年度豊田市国民健康保険税率（以下、「保険税率」という。）等」について意見を求められた。

### 1 背景

国民健康保険事業の運営が平成 30 年度から都道府県単位化されたことに伴い、市町村から集める愛知県国民健康保険事業費納付金（以下、「県納付金」という。）や国などからの公費をもとに、県が国保財政を運営するしくみに変わった。

このことにより、市単独で運営していた時にも必要だった医療費の自然増分に加えて、県納付金の負担増加による本市の不足額を確保する方法として、保険税率の見直し等を検討する必要性が生じた。

また、愛知県を中心に議論が始まった保険税水準の県内統一など、保険税率に影響を及ぼす新たな要素が加わり、議論の動向を注視する必要がある。

### 2 審議内容

#### (1) 令和 5 年度県納付金の仮算定結果（令和 4 年 11 月 18 日）

令和 4 年度の県全体の保険給付費に財源不足が生じていることから、県の決算剰余金を県納付金の減算に活用することができないため、本市の県納付金総額は 108.7 億円余で、令和 4 年度本算定と比べて 2 億 7 千万円余の増加となった。保険税や国・県交付金など、県納付金の財源となる収入の見込み額 95.7 億円余を差し引くと、13.0 億円の不足額が生じる見込みである。

#### (2) 不足額の対応

不足額 13.0 億円への対応として、「保険税率」、「豊田市国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の取崩」及び「一般会計からの法定外繰入」について協議した。

なお、令和 5 年 1 月中旬以降に県納付金の確定額である本算定結果が公表される予定であるが、当初予算編成に間に合わせるため、仮算定結果により協議した。

#### (3) 審議の中で確認及び協議した事項

ア 県の決算剰余金の活用方法、県納付金の算定方法について確認した。

イ 基金及び一般会計からの法定外繰入の状況について確認した。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響について確認した。

エ 本市の令和 4 年度保険税率は、愛知県内同規模市、西三河ブロック市の中において低い水準にあることを確認した。

オ 保険税率を検討する上での論点について確認した。

カ 不足額の確保の方法として、保険税率改定案（不足額の 5 分の 1 を引上げ）及び現行税率、市町村標準保険料率それぞれの一人当たり保険税額、基金の取崩及び一般会計からの法定外繰入で必要となる額、モデル世帯における保

險税額のシミュレーションを比較し、協議した。

キ 県納付金の本算定結果提示後における再協議の考え方について協議した。

ク 保険税率の見直しサイクルについて協議した。

ケ その他保険税率改定以外の取組等について協議した。

## 第 2 答申内容

### 1 令和 5 年度保険税率について

次のとおりとすることが適当である。

#### (1) 保険税率

ア 不足額 13.0 億円の 5 分の 1 の額を保険税で賄う。

イ 本来目指すべき標準保険料率との乖離が大きい後期高齢者支援金分の所得割及び均等割、介護納付金分の所得割を改定し、一人当たり平均の年税額を約 3,700 円 (3.7%) 引き上げる。

#### (2) この案とする理由

ア 社会経済情勢の影響により、被保険者の家計の負担増が懸念されるが、中長期的な負担の平準化を図るため、必要な保険税率の引上げを実施する。

イ 令和元年度から令和 3 年度の答申を踏まえ、単年度での急激な引上げを避けるため、基金等を活用した市独自の激変緩和措置の実施により、引上げ幅を抑え、5 年間程度をかけて段階的に引き上げる。現時点で見込まれる不足額のうち、都道府県単位化の影響分を概ね令和 9 年度までに解消することを想定。

ウ 引上げにあたっては、低所得者に配慮するとともに、特定の層に負担が集中しないよう留意し、県が提示する応能・応益割合に近づける。

### 2 令和 5 年度以降の基金の考え方

次のとおりとすることが適当である。

#### (1) 基金の活用

ア 保険税の急激な上昇の緩和（本来集めるべき保険税水準に達するまでの間）

イ 県納付金の仮算定結果と本算定結果の差額調整

ウ 県納付金の年度間変動による負担上昇の際の保険税の平準化

エ 災害等想定外の事象等による税収等の見込み違いへの対応

#### (2) 基金の積立

現在の基金残高では市独自の激変緩和措置等に対応できないため、一般会計から積立を実施する。基金規模については、基金の活用ができるだけの額を確保することを基本とし、具体的な方法及び金額は、本市の財政状況等を

踏まえ、過大な投入とならないよう積立額を精査する必要がある。

### 3 令和5年度以降の一般会計からの法定外繰入基準

原則、市の施策による次のものとするのが適当である。

- ア 福祉医療波及分
- イ 市条例による保険税減免分
- ウ 基金積立分

### 4 保険税率の見直しサイクルについて

毎年度提示される県納付金に加え、不足額が保険税率等の検討を行うための重要な要素となることから、引き続き、毎年度県納付金の算定結果を検証することが適当である。

## 第3 その他付帯意見

次の5点をその他付帯意見として申し添える。

- 1 保険税率改定に頼るだけでなく、以下のとおり、保険者としてより一層の経営努力が必要である。
  - ・保険税の滞納削減に向けた取組などにより、歳入を確保すること。
  - ・レセプト点検等による医療費適正化や予防・健康づくりによる医療費軽減の取組など、歳出を適正に抑えること。
- 2 一般会計からの繰入による基金積立は、過大な投入とならないよう十分に精査を行うとともに、削減に向けた努力が必要である。
- 3 保険税水準の県内統一など、保険税率の検討に影響を及ぼす新たな変動要因の動向を注視し、中長期の見通しの中間地点となる令和5年度には、令和6年度から令和9年度の市独自の激変緩和措置の期間等が妥当であるかの検討が必要である。
- 4 都道府県単位化により市町村の裁量に制限があるが、本市在住のメリットを実感できるよう、施策・運用を工夫すること。
- 5 国・県に対し、国民健康保険制度の持続的かつ安定的運営ができるよう構造的な課題解決に向けて、国庫負担の拡大による財源強化と抜本的な制度の見直しを求める必要がある。